



# トクちゃん新聞

## 12月号

スタッフ全員、インフルエンザの予防接種を済ませました！



平成19年12月6日  
徳野会計事務所

〒577-0006  
東大阪市橋根3-12-28  
TEL : 06-6744-3961  
FAX : 06-6744-3963

URL : <http://www.ft-tax.com/>  
mail : [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)



JICAが国際貢献の一環で、中東欧の経済発展のために、中東欧各国の経済政策担当者等、これら国のシステムを整備していくエリートを日本に招いて、中小企業に対する支援策をいろいろと勉強していただく研修があるのですが、そのひとコマとして、中小企業税制を担当させていただいています。

今年で4回目。「あ～、英語が出来たらな～」と思うのも4回目。今年も講義の前後の挨拶で、用意した英語のコメントをしましたが、講義はずっと日本語。しかも、事前に用意したレジュメ以外のことをホワイトボードにたくさん書いて説明しましたので、通訳の方には大変お手数をおかけいたしました。ブルガリアとかルーマニアがEUに加盟して、ご卒業されたので、今年は参加者が少なく、総勢6名でした。クイズ形式で講義を進めたのですが、私自身楽しく過ごせた2時間でした。それにしても、税理士になって、こういう形で国際貢献が出来るなんて思いもしておりませんでしたので、ちょっとうれしいお仕事です。



担当: 荒田

### ◆税務情報 (改正情報)

～ 役員給与カットでの黒字化は危険です！ ～

平成18年度の税制改正により、役員給与の税務上の取扱いが厳格になりました。ここでみなさんに改めてご確認をお願いします。

税務上認められる役員給与として、

- 1) 定期同額給与(一定の期間ごとに同額を支給する給与)
- 2) 事前確定届出給与(予め確定額を支給する旨を税務署に提出して支給する給与)
- 3) 利益連動給与(同族会社に該当しない法人が、利益に関する指標を基礎として算定される給与)

があります。

定期同額給与として期中増減が認められるのは、

- ① 期首から3か月経過日までの改定
- ② 臨時改定(役員の職制上の地位の変更などによる改定)
- ③ 業績悪化改定(経営状況の著しい悪化等による減額改定)です。

なお、一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかった場合等の期中役員給与減を行う場合は③に該当しませんので、ご注意ください。つまり、黒字決算にするための役員給与カットは税務上認められないということです！

(最近の税務調査でも、この点について厳しく追及してきます。)

役員給与の改定を検討する際には、必ず徳野会計事務所にご相談下さい！

### ◆『金利感覚』をアピールし、銀行交渉しましょう 担当: 大塚

「“0.1%”くらい金利が高くて、1,000万で1万やろ？ 大した金額でないからかまへんわ。」こう思われるのはもったもかもしれません。しかし、金利の交渉は極力すべきです。ここでのシビアな対応が、自社と銀行の関わり方に関係してくるのです。銀行に対する姿勢として、「この社長は金利感覚が鋭い…」と思わせることが大切なのです。銀行の“お任せ状態”になると、銀行側は甘くみてる可能性があります。細かい部分まで、金利交渉をしましょう！

参考図書:「はじめての経費削減100問100答」明日香出版社

### ◆年末調整の資料収集はお済ですか？ 担当: 大塚

先月号のトクちゃん新聞で、『年末調整必要資料』と題した黄色い紙を同封させて頂いております。①各種控除証明書(国民年金・生保・損保・地震保険)は既にみなさまのお手元に届いていると思います。また、19年の中途に入社され前職がある方は、②前職の「源泉徴収票」が必要です。該当する方で、①、②をお持ちでない方は早急に入社して下さい。※国民年金の控除証明書の発行等のお問い合わせ先 **控除証明書専用ダイヤル(0570-00-9911)**

### ◆税務スケジュール(12月)



#### 12月10日(月)

- ・11月分 源泉所得税の納付
- ・11月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・6～11月分 住民税の納付(納期の特例)

#### 12月25日(火)

・固定資産税 第3期分納付(大阪市)  
※市町村により納期限が異なる場合がございます。念のために管轄の自治体へご確認ください。

#### 1月4日(金)

- ・10月決算法人 確定申告
- ・4月決算法人 中間(予定)申告
- ・11月分社会保険料



担当: 岡村

### ◆経理合理化

電子納税について

パソコンで振込み業務をしておられる会社さまも、税金の納付だけは銀行の窓口でおこなっていませんか？ 法人税や消費税の決算申告や中間申告時の納付ならまだしも、毎月10日の源泉税の納付がおありの場合は、そのために、わざわざ銀行に行くのが面倒となりますよね？ 一度「電子納税」についてご検討されるのはいかがでしょうか？ 手続きにつきましては、国税庁ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>)をご覧ください。なお、住民税の電子納税サービス([http://www.eltax.jp/outline/service\\_01.html](http://www.eltax.jp/outline/service_01.html))は来年3月より大阪府でスタートされます。

担当: 荒田

### ◆専門家の声

中垣 健 先生(税理士)

●プロフィール

平成19年4月 税理士法人プライムデータ設立 (URL: <http://homepage3.nifty.com/primedata/>)

●徳野からのコメント

業界のリーダー、公認会計士・税理士の天野隆先生が主宰した「会計人自修塾」の7期生として、平成17年に半年間一緒に勉強した仲間です。中垣さんを一言で紹介すると、「大人」でしょうか。とにかくよく勉強し、よく働き、何事にも真剣に全力投球され、精神的な安定感を感じさせる方です。仕事の話はほとんどしたことがないですが、間違いなくいい税理士さんだと思います。クッシュボール・フォトリディング・ファシリテーター等なじみの無かった言葉やモノを教えていただき、新しいモノいいモノをどんどん自分のモノにしていくその姿勢に刺激を頂戴しています。これからもいろいろと教えていただきたいと思います。

●PR

私は税理士としては後発ですので、新しいことをドンドン取り入れることを差別化だと信じて仕事をしてまいりました。ペーパーレス化や電子申告、戦略マップやBSC(バランススコアカード)などを取り入れてお客様にほんの少しのプラスαを提供してまいりました。新しいことをドンドン取り入れ、フットワークの良い税理士をとことん目指してみようと思っております。

さらに、詳しい情報は、当事務所HP→「専門家の声」をご覧ください。



### ◆42年振りの同窓会！！

担当: 杉山

先月の10日(土)高校の同窓会に参加してきました。今まで数回開催されたそうですが初めての参加です。案内状に卒業生も還暦を迎えて、とあり人生の節目を迎えて同級生がどうしているか顔も見たくなり参加してみようと思立ちました。会場は姫路のホテル。到着した時には受付付近は既に大勢の人であふれていました。顔は面影があるのですがすぐに名前が思い出せません。名札と顔を照らし合わせてやっと久しぶり、と話題が弾みます。卒業生約600人中参加者は約100名。開会前に司会者から物故者黙とうの案内有り、、、もう60歳。数名が亡くなっています。恩師と並んでいてもどちらが生徒だったのか分からない感じの人もいて改めて時間の経過を痛感させられます。こうして同窓会に参加できるのも健康(プラス働いている)であるからこそかもしれません。次第に校歌、応援歌斉唱とありましたがどんな曲だったかな？と思いつつも記憶に全然ありません。集合写真の撮影、懇親会と楽しい約3時間のパーティでした。

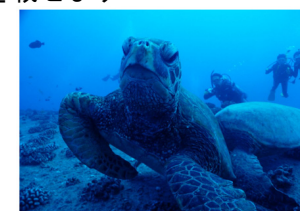
### ◆ハワイ島に行ってきました！！

担当: 大塚

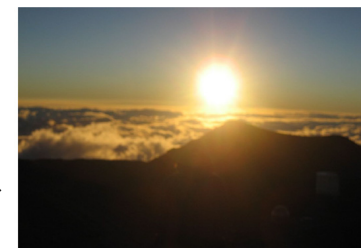
結婚して、はや1年。先日、(新婚旅行のかわりに)ハワイ島に行ってきました。私の拙い文書はやめにして、きれいな写真を載せます！！



↑白く見えるのは雲です。



カメラです！



マウナケア山頂 ⇒ (標高4,200m)からの日没です。